

柳川市公告第 1 5 1 号

柳川市が発注する柳川庁舎増築庁舎什器購入事業について、次のとおり条件付き一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 1 日

柳 川 市 長 松 永 久

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

① 柳川庁舎増築庁舎会議室テーブル・イス購入事業

② 柳川庁舎増築庁舎ロビー・各諸室什器購入事業

(2) 概 要 別添仕様書のとおり

(3) 納入期間 令和 9 年 6 月 1 日（火）から令和 9 年 8 月 3 1 日（火） まで

※工事の進捗により遅れる可能性があるため、詳細なスケジュールは、担当部署と協議して決定する。

(4) 納入場所 柳川市役所柳川庁舎増築庁舎

柳川市本町 8 7 番地 1

(5) 担当部署 柳川市役所 総務部 財政課

柳川庁舎再編係（柳川庁舎 3 階）

〒 8 3 2 - 8 6 0 1

福岡県柳川市本町 8 7 番地 1

電 話 0 9 4 4 - 7 7 - 8 1 4 4

F A X 0 9 4 4 - 7 4 - 5 5 2 0

E-mail zaisei@city.yanagawa.lg.jp

2 入札参加資格

柳川市が発注する柳川庁舎増築庁舎の什器購入事業に係る、入札参加資格の確認を受けた者。

3 入札参加手続き

(1) 申請書・仕様書等の入手方法

① 入手期間 令和8年10月1日（木）から同月23日（金）まで

② 入手場所

・柳川市公式ホームページ

(URL : <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/sangyo/nyusatsu/>)

・担当部署の窓口

ただし、市の休日を除く平日午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 提出書類

入札に参加するものは、以下の書類を提出しなければならない。

様式	提出書類	コピーの可否	備考
様式第1号	条件付き一般競争入札参加申請書	不可	
様式第2号	委任状	不可	本店代表者から開札の立会等を代理人に委任する場合のみ提出
様式第3号	同種・類似業務履行実績調書	可	1件500万円以上の実績があれば記載。 ※契約書の写し又は履行証明書の写しを添付。 該当なしの場合、「該当なし」を丸で囲み提出。
様式第4号	納入什器リスト	可	表にある品目からのみ選択すること。

(3) 提出方法

① 担当部署に持参又は郵送（書留）するものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着すること。

② 提出締切 令和8年10月23日（金）午後5時00分まで

4 質疑書の提出期間及び提出場所

本件入札に関する事項に質疑がある場合は、次により受け付ける。

- (1) 提出期間 令和8年10月1日(木)から同月13日(火)の午後5時00分まで
- (2) 提出場所 担当部署(柳川市役所 総務部 財政課 柳川庁舎再編係)
- (3) 提出方法 質疑書(様式第5号)に質疑事項を記入のうえ、電子メール又はFAXで提出すること。なお、質疑書送信後、必ず担当部署へ電話連絡し、到着状況を確認すること。

5 質疑回答について

質疑に対する回答は、全入札参加者へ令和8年10月21日(水)午後5時00分までにメールにて周知する。

なお、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合は、当該質問には回答しない。

6 入札の方法

(1) 提出書類

- ① 入札書(様式第6号)
- ② 内訳書(様式第7号)

- (2) 提出期間 令和8年10月26日(月)から11月2日(月)午後5時00分必着

- (3) 提出場所 担当部署(柳川市役所 総務部 財政課 柳川庁舎再編係)

(4) 提出方法

- ① 持参または、郵送(書留)による提出のみ受け付ける。その他、電子メール等での提出は認めない。
- ② 入札書(様式第6号)及び内訳書(様式第7号)を共に、同じ任意の封筒に封入、封緘のうえ提出すること。
なお、封筒には、入札書の件名、商号(名称)、代表者の職名及び氏名の記載とともに、「入札書・内訳書在中」と朱書きすること。
- ③ 今回の入札は、同日に2件行うため、封筒は件名ごとに分けて提出すること。封入の際、不備の無いよう注意すること。

(5) 留意事項

- ① 入札参加者はこの要領及び、別添の仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- ② 入札執行回数は、1 回とする。
- ③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 入札参加者は、既に提出した入札書及び内訳書の引換え、変更、取消又は返還を要求できない。

7 入札辞退について

- (1) 入札参加者は、令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午後 5 時 0 0 分までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第 8 号）を担当部署まで持参、又は郵送（書留）にて提出すること。なお、郵送の場合は令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午後 5 時 0 0 分までに必着するものに限る。
- (3) 入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回することはできない。

8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 開札

(1) 日時及び場所

- ① 日時 令和8年11月4日(水) 午後1時30分から
- ② 場所 柳川市役所柳川庁舎 第2会議室(3階)

(2) 開札の立会い

- ① 入札参加者は、開札に立会うことができる。ただし、1業者1人に限る。
- ② 立会いを希望する者は、開札日の前日までに担当部署に連絡すること。
- ③ 立会い者が2人未満の場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

10 入札保証金

免除。

11 契約保証金

落札決定後、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の額を納入すること。ただし、柳川市契約事務規則第29条各号いずれかの規定に該当する場合は免除することができる。

※ 「参考 柳川市契約事務規則第29条(抜粋)」

(契約保証金の減免)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約をしたとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年の間に本市、国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は他の地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 物品を購入する契約を締結する場合において、購入物品が即納されるとき。
- (7) 契約金額が30万円(建設工事に係るものにあつては、200万円)以下であり、かつ、契約の相手方が履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 官公署と契約を締結するとき、又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (11) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 2 入札の無効

- (1) この入札において、申請書類に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には、その決定を取り消す。
- (2) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ① 金額の記載のない入札
 - ② 金額を訂正した入札
 - ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④ 明らかに談合によると認められる入札
 - ⑤ 入札者の記名押印が無く、入札者が判明しない入札
 - ⑥ 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札参加者の全ての入札
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札後、この要領及び別添の仕様書等についての不明を理由として異議を申立てた場合、その者の入札を無効とする場合がある。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法第234条第3項に基づき、入札を行った者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 柳川市契約事務規則第15条第2項に基づき、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。なお、入札者のうち開札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 最低価格が予定価格を上回る場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低価格提示者と協議を行い、その結果、予定価格内の価格が提示されれば随意契約を行うものとする。

1 4 落札通知

- (1) 落札者決定後、入札者の立会いがある場合は、口頭にて通知する。
- (2) 入札者の立会いがない場合は、電話にて落札者に通知する。

1 5 支払い条件

- (1) 前払金 無
- (2) 部分払 無

16 その他

- (1) この公告の日から、開札日までの間に発注者及び担当者に不当に個別に接触したと判断できる場合、また社会通念を逸脱する接触行為と判断できる場合、競争入札参加資格を取り消す場合がある。
- (2) この要領に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び柳川市契約事務規則並びに関係法令、例規によるものとする。